

令和2年 会長あいさつ

本年度は、差別解消法が制定され5年目となります。見直しの年です。そこで、本会は、本法にスポットを当てたフォーラムを開催すことにし、基調講演とパネルディスカッションを設定しました。

メインテーマは、「共生社会実現のため今、何ができるか？Ⅳ」

サブテーマは、差別解消法検証「共に生きる、一人ひとりが輝く」は前進したか？ です。

現代社会の価値観や差別観等を、最も端的に表象しているのは「やまゆり園殺人事件」です。

その中で最も裁かれなければならないのは、被告植松聖の非人権思想やそれに同調する風潮であり、人間としてアイデンティティ（同値性）の欠如であります。一方で、原告側の個人名で訴訟せず、甲何某、乙何某で裁判に臨まなければならないことは悲しいことです。

何故、実名で裁判に臨めないのか？普通の裁判ができないのか？それは、現代社会には、差別や偏見が未だに蔓延しているからです。この事件は、追究すればするほど現代社会の混沌とした深淵を覗くこととなります。「普通の裁判」に一步近づくという意味で、敢えて、実名で裁判に臨まれたご家族に敬意を表したいと思います。

「普通の裁判」ができる状況とは、どのような状況でしょうか？それは、本会が常々主張している「一人でも欠けたら、それは、インクルーブな社会ではない」という状況を脱却できたとき、「共に生きる、一人ひとりが輝く」という価値観が万人に共有されたときであると思われま

今回は、差別解消法の見直しに際し、この法の登場してきた意義、登場してきて、何が変わったのか？ 変わらなかったことは何か？等の現状分析を行ない、さらに この法は、どうあるべきか？この法のめざすべきことは何か等、自由に話し合いたいと思います。そして、参加者の衆知を集め、人間としてのアイデンティティ（生命的同値性）の真価を求めていきたいと考えています。

本フォーラムの話し合いを深めるために話題を提供してくれる方は、次のとおりです。

法の基本的話題：「障害者差別解消法の理念と合理的配慮の考え方」

日本アビリティーズ協会理事・事務局長 松尾 敬徳 氏

学校教育の話題：「学校における合理的配慮の現状と課題」

千葉県立湖北特別支援学校校長 小倉 京子 氏

当事者側の話題：「本人（主体者）から見た障害者差別解消法」（仮）

(株)STAYFREE 代表取締役 猪瀬 剛 氏

なお、田中裕一氏（兵庫県教育委員会事務局副課長兼教育推進班長）に、午前の部の基調講演と午後の部のまとめ役（総評）をお願いしてあります。

本会の第10回フォーラムが障害者差別解消法の見直しの一助になることを願っております。

日本重複障害教育研究会会長 猪瀬義明